

課室 紹介

企画調査課

諸岡 健一

企画調査課長補佐(企画班長)

1. はじめに

今回の課室紹介は企画調査課です。調整課や調整課審査推進室、調整課審査基準室などは、業務との関連性も強いので、皆さんもよくご存じなのではないでしょうか。また、例えば国際課などは、その名前から、国際関係を所掌していると想像できるのではないかと思います。これらの課室に比べると、皆さんは企画調査課はあまりご存じではないのではないのでしょうか。そこで、本稿では、筆者の独断と偏見に基づき企画調査課を簡単に紹介したいと思います。

2. 皆さんどのくらいご存じですか？

企画調査課って何をやっている課かすぐに思いつきますか？

企画調査課の前身は技術調査課という課だったこともあり、多くの方は「企画調査課って、技術動向調査をやっている課でしょ。」と思うようです。もちろん、特許出願技術動向調査も課の業務の一つですので、それはそれで正解なのですが、特許出願技術動向調査だけをやっている課ではありません。これから、課の紹介を簡単にした

と思いますが、その前に、みなさん、以下に記す報告書等の概要をどのくらい知っていますか¹⁾。「たくさんあって見るのも面倒くさい」と言う前に一度ざっと見てみてください。

- ・特許出願技術動向調査報告書
- ・職務発明制度手続事例集
- ・先使用権制度ガイドライン
- ・知財戦略事例集
- ・特許行政年次報告書
- ・知的財産活動調査報告書
- ・産業財産権制度問題調査研究報告書
- ・知財で元気な企業2007
- ・産業財産権標準テキスト

いかがでしょうか。



テキスト等の例

ここに挙げたものは企画調査課で作成又は企画した報告書等の一部です。この他にもまだまだあります。こう書くと、今度は「企画調査課はテキストの作成をしている課ですか？」と言われそうですが、そんなことはありません。ただ、テキスト等は業務を行うために必要なツールの一つ又は、業務を行った成果物の一つですので、前記テキストの種類を見るだけでも、企画調査課の業務が多岐にわたるということを知って頂けるのではないかと思います。

3. 企画調査課の概要

前述のように、企画調査課の前身は技術調査課という課でした。2007年6月に、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007」(AMARIプラン 2007)の第3の柱である「企業における戦略的な知財管理の促進」

1) タイトルは、正式名称ではなく簡略化したものもあります。

を重点的に行うために体制を強化すべく、総務課で所掌していた「企業等による工業所有権の取得及び管理に関する調査に関する」業務及び「企業等による工業所有権の取得及び管理に関する施策の企画及び立案に関する」業務及び人員を加え、企画調査課と名称変更されました。

さて、企画調査課の業務概要を簡単に説明するために、組織を大きく

- ・本室グループ
- ・戦略グループ
- ・活用グループ

の3つのグループに分けてみます²⁾。各グループの業務はそれぞれ以下に述べることにしますが、簡単に言うと、本室グループは、課内業務の総括に加え、職務発明制度手続事例集や特許行政年次報告書の作成や、技術動向調査、産業財産権制度問題調査研究等の産業財産権制度に関する企画、調査研究を担当しています。次に戦略グループは、企業コンタクトや企業表彰等の企業の知的財産管理の向上の促進を担当し、活用グループは、大学の知的財産管理の向上の促進や人材育成、知的財産の流通促進を担当しています。こう書くとそれぞれのグループは独立しているようですが、実際はそれぞれのグループの業務は密接に関わっており、課内のメンバーは積極的に情報共有をはかるとともに積極的に意見交換を行っています。

以下、各グループの主な業務を紹介します。やや長文

となりますので、お時間がない方は見出し及び各項目の冒頭の数行をお読み頂ければ、企画調査課の業務の概要が俯瞰できるのではないかと思います。

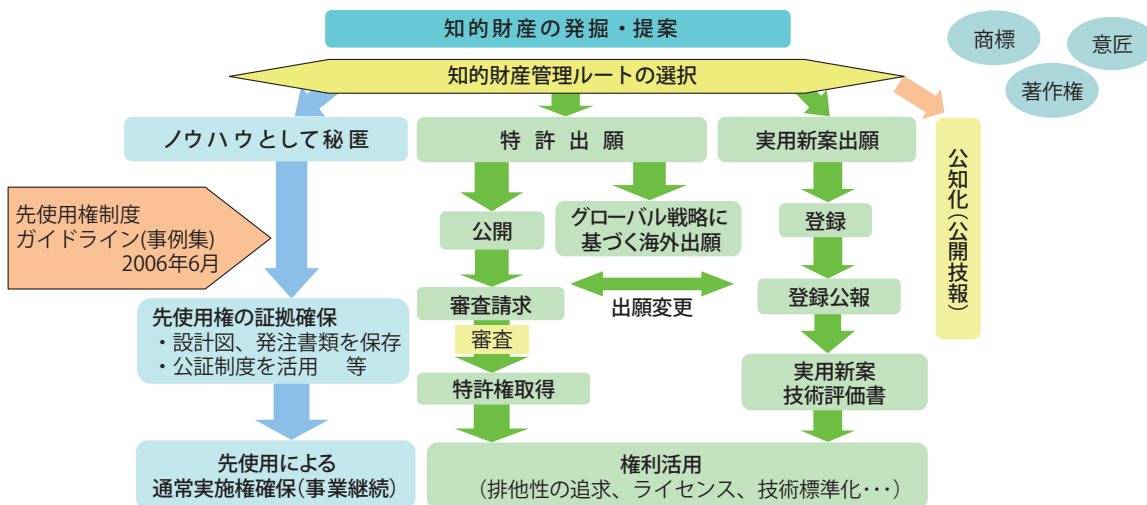
4. 本室グループ

本室グループは、課の予算などの総括業務のほか、産業財産権制度に関する諸問題についての施策の企画立案、特許行政年次報告書の作成、技術動向調査、知的財産活動調査、産業財産権制度問題についての調査研究等を行っています。

産業財産権制度に関する諸問題についての施策の企画立案業務は多岐にわたり、例えばパテントトロール問題等もその範囲に含まれますが、ここでは、先使用権制度と職務発明制度、知財戦略事例集について述べることにします。

(1) 先使用権制度

国際的な競争が激しくなる中、企業は、研究開発の成果である発明を、公開が前提となる特許権取得の対象とするか、あるいはノウハウとして秘匿するかを戦略的に選択することが求められているといえます。我が国の特許制度においては、ノウハウとして秘匿することを選択した場合に、発明の実施である事業又はその準備をして



知的財産の戦略的な管理について

2) グループ名は、筆者が本稿中において便宜上用いるもので、正式名称ではない。

いれば、その後に出願をした他者が特許権を取得したとしても、無償の通常実施権が得られる制度、いわゆる先使用権制度が設けられており、当該制度を活用することにより、企業は継続的に事業実施を行うことが可能となっています。

この先使用権制度については、制度内容が不明確であるとか訴訟の場で先使用権を立証することが容易でない等の指摘があったことから、平成17年度の産業構造審議会特許制度小委員会においてその在り方が審議されました。同委員会では、法改正ではなく、ガイドライン(事例集)を作成することにより、先使用権制度の明確化、先使用権の立証手段の具体化を図り、先使用権制度のより円滑な利用を推進することが必要との答申が出されました。

この答申に基づき、法曹界、学界、産業界等からの有識者による委員会(委員長 中山信弘東京大学教授)を設け、そこでの議論を踏まえて、平成18年6月、先使用権制度ガイドライン(事例集)を作成・公表しました。

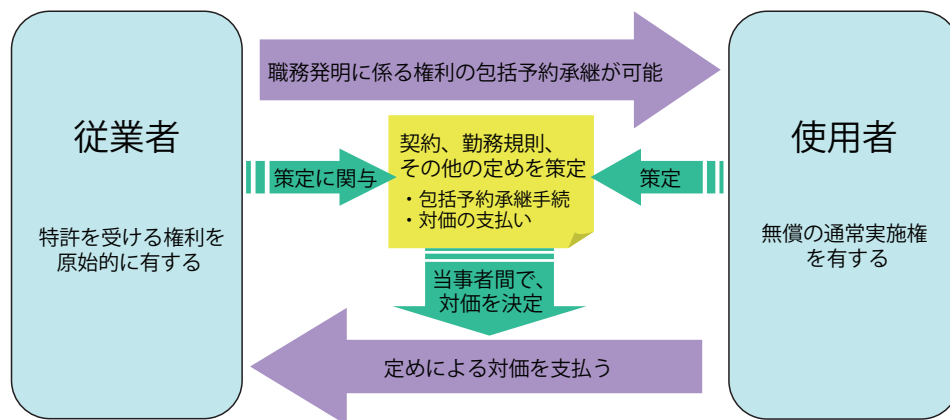
(2) 職務発明制度

職務発明制度は、使用者等に、従業者等のした職務発明についての無償の通常実施権や予約承継を認めて、使用者等が研究開発投資を積極的に行い得るよう安定した環境を提供すること、及び、従業者等に、職務発明の承継についての対価請求権を認めて、従業者等が使用者等によって適切に評価され報いられることを保障することを通じて、わが国全体の研究開発活動の奨励及び研究開

発投資の増大を図り、産業の発展に寄与することを趣旨とする制度です。

ところが、職務発明の対価請求訴訟が相次ぐ中、産業界から、オリンパス事件最高裁判決(平成15年4月22日)で判示されたように訴訟において裁判所が事後的に「相当の対価」を決定するという(当時の)職務発明制度では支払うべき対価の見通しが立たないとして、特許法35条見直しの議論が提起されました。その後、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会での職務発明制度の在り方についての議論を経て、平成16年2月に改正法案が国会へ提出され、同年5月に可決、改正法は平成17年4月に施行されました。

新しい職務発明制度は、経営環境や業種等によって異なる諸事情を理解しているのは社員と経営者であることから、対価の決定を当事者間の自主的な取決めにゆだねることを原則としており、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められない限り、その対価がそのまま「相当の対価」として認められることとなります。これにより、使用者にとっての予測可能性を高めるとともに、発明評価に対する従業者にとっての納得感を高め、発明のインセンティブを喚起することを趣旨としています。そして、自主的な取決めにより対価を支払うことが不合理と認められる場合には、従前どおり、裁判所が「相当の対価」を算定することとし、不合理と認められるか否かは、自主的な取決めから対価の支払までの全過程のうち、特に手続的な要素、具体的には使用者等と従業者等との間の協議の状況などを重視して判断することとしています。



新職務発明制度

(3) 知財戦略事例集

イノベーションを促進するためには、各企業において、戦略的な知的財産管理を行い、研究開発の効率性向上や意図せざる技術流出の防止を図ることが重要です。また、企業の事業戦略及び研究開発戦略に標準化やブランドに係る取組を融合させた知的財産戦略を加え、これらを三位一体で推進することは、企業価値の向上・技術経営力の強化のために必要と考えられます。

こうした中、各企業が事業戦略や研究開発戦略を意識しつつ、知的財産戦略を構築し、それを実行しようとした場合、業種・業態・事業規模等に応じた体制構築や環境整備を含め具体的には何をすべきなのかという現実的な壁に直面するといった声がありました。

そこで、各企業が自社に最適な知的財産戦略を構築し、それを具体的に実行するにあたり考慮すべき観点や留意点を示すことを目的とした「事例集」を策定することとしたものです。

この「事例集」は、技術調査課と総務課(作成当時)とが共同で、知的財産を積極的に企業経営において活用している国内外企業150社にヒアリングを行い、さらに、企業の知財関係者、学者、弁護士、弁理士等の有識者からなる委員会での議論の結果を踏まえてとりまとめたもので、約600の事例が掲載されています³⁾。

各企業がこれらの豊富な事例の中から、自社の体制・環境等に適合するものを参考にすることで、企業におけるより高度な知的財産戦略構築が進むことが期待されます。



知財戦略事例集

(4) 特許行政年次報告書

特許行政年次報告書は、産業財産権をめぐる国内外の動向、産業財産権に関する政府の国内外に対する取組、統計情報等を毎年取りまとめ、庁内外に公表、提供するものです。

昭和23年に「特許庁年報」第1巻が発行されて以来毎年発行してきており、1998年版より、「特許行政年次報告書」とタイトルを改めるとともに内容を改編し、知的財産政策の現状と方向性、種々の動向分析、国際動向、統計情報等を、図表を積極的に用いることにより、簡潔に分かりやすく提供することとしました。

2007年版(2007年6月19日に公表)は、タイトルを「産業財産権の現状と課題～技術経営力の強化によるイノベーションの促進～」とし、企業や大学等における知的財産戦略の現状と課題を把握するために必要な情報を収集・分析し、企業や大学等が、戦略的な知的財産管理を推し進め、技術経営力の強化を行う上で有用な情報を提供することを主眼としています。

特許行政年次報告書は、特許庁の施策や出願・審査状況などが網羅的に一冊にまとめられており、特許庁の現状を知るのに最適の一冊と言えますので、是非一度目を通して見て下さい。



特許行政年次報告書2007年版

3) 詳しくは特技懇246号参照。

(5) 技術動向調査

一口に技術動向調査といいますが、「特許出願技術動向調査」だけではなく、意匠や商標の出願動向調査、科学技術基本計画における重点推進4分野及び推進4分野（合わせて重点8分野）に関連する「特許出願状況調査」、特許審査第一部～第四部のそれぞれに対応した「大分野調査」等、多岐にわたります。

特許出願技術動向調査は、迅速的確な審査等のための基礎資料とするとともに企業や研究機関における技術開発・研究開発活動、効果的な特許戦略の構築に資することを目的として、平成11年度より行っており、その結果を情報発信しています。特許情報を利用して技術全体を俯瞰することに加え、研究開発動向、政策動向、市場環境動向等についても調査することで、我が国の技術競争力、産業競争力を総合的に分析し、我が国の目指すべき研究開発、技術開発の方向性、取り組むべき課題を整理しているものです。

また、重点8分野に関連する特許出願状況調査は、特許情報を利用したタイムリーな情報提供を行うため、重点8分野の技術に関連する出願について、国際特許分類（IPC）や特許庁独自のキーワード等を用いて検索・抽出した国内特許の公開／公表件数及び登録件数を定期的に公表しています。

なお、ここで挙げた調査以外にも種々の調査を行っておりますが、ここでは割愛します。

(6) 知的財産活動調査

あまり馴染みはないかもしれませんが、我が国における知的財産活動の現状を定量的に把握し、知的財産政策の企画立案にあたっての基礎資料として活用するために行っている調査で、我が国唯一の本格的な知的財産関連調査統計（統計報告調整法に基づく承認統計）です。我が国企業・大学等における産業財産権の活用状況や、産業財産権に関するライセンス収支、知的財産担当者数等についての調査を行っています。

(7) 産業財産権制度問題調査研究

我が国における知的財産の保護の現状、それに関する

課題の把握及び知的財産の保護のあり方等について、産業界、学界、法曹界の有識者を交えた研究委員会を開催すること等により、我が国の産業財産権制度上の問題点を産業財産権法のみならず隣接保護法を含む広い視点から調査、研究を行い、今後の我が国の産業財産権制度の方向性を模索し、審議会等で検討する際に利用される基礎資料を作成するものです。産業財産権制度の国際的調和及び適切な権利保護を図る上で、特に抜本的な見直しを含めた検討を早急に行う必要のあるテーマを選定しており、毎年10テーマ以上の調査研究を実施しています。

5. 戦略グループ

戦略グループは、企業コンタクトや知財功労賞等の企業の知的財産管理の向上の促進を担当しています。また、戦略グループは、技術調査課→企画調査課の課名変更前は総務課に所属しており、前述の知財戦略事例集の作成にも携わりました。さらに、今年度は、中小企業を中心に、知的財産の戦略的な管理を進める企業を「知財で元気な企業2007」として公表しました。

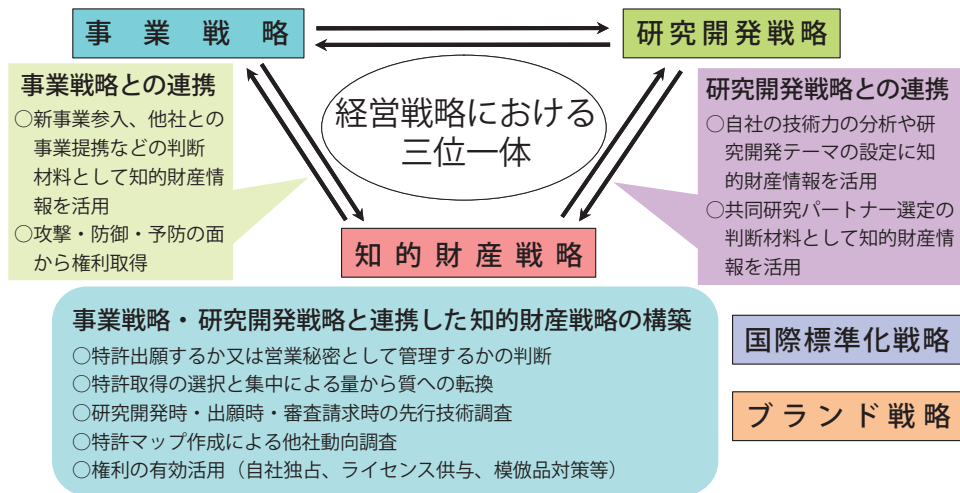
現在、戦略グループは、個別企業の知的財産管理に資する情報収集・分析・公表の一環として「特許戦略ポータルサイト（仮称）」の公表に向けて準備を進めています。

(1) 企業コンタクト

出願・審査請求上位企業を中心に、戦略的かつ質の高い知的財産の取得・管理の必要性の啓発を行っています。企業コンタクトとして、長官・技監が行ういわゆる「トップ懇」をはじめ、各部部長が行う部長コンタクト、審査室が行う審査室コンタクト、企画調査課で行う企画調査課コンタクト等様々なレベルでのコンタクトが実施されており、戦略グループが主体となって行ったり、各審査部調査室と連携をしたりしています。

(2) 知財で元気な企業2007

知的財産権を戦略的に活用し、経営改善を図ろうとする中小企業等の参考に資するため、全国の中堅・中小企



知的財産の戦略的取得・管理の推進

業の中から特許を有効活用して成功した企業の事例集（特許活用企業事例集）を作成しています。昨年度は「産業財産権活用企業百選」と題し発行しました。本年度は、中小企業を中心に、特許、意匠、商標等の戦略的な管理を進める企業を「知財で元気な企業2007」と題し、発明の日（4月18日）に刊行しました。



知財で元気な企業2007

ています（平成19年度は経済産業大臣表彰7社、特許庁長官表彰10社）。

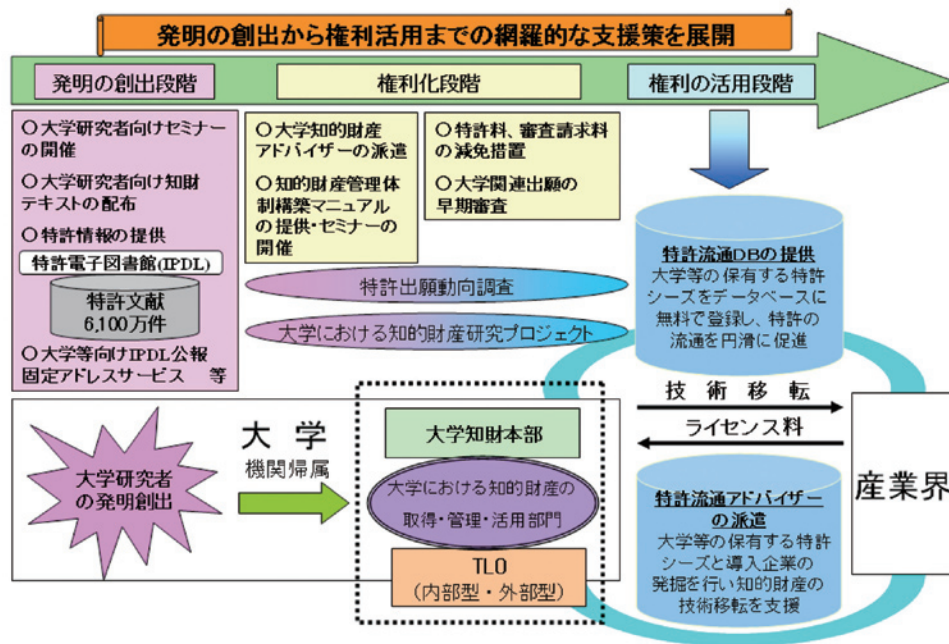


(3) 知財功労賞

毎年、発明の日（4月18日）に、産業財産権制度を有効活用している企業を「産業財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行っ

6. 活用グループ

活用グループは、大学の知的財産管理の向上の促進や人材育成、知的財産の流通促進を担当しています。大学の知的財産管理の向上・促進や人材育成に関しては、大学知的財産アドバイザーの派遣や各種セミナーの開催に加え、知的財産教育用テキスト作成、大学等の知的財産活動に関する諸問題についての研究等の企画・立案及び（事業によっては）事業自体も行っていきます。また、知的財産の流通促進に関しては、特許流通アドバイザーの派遣事業等の特許流通・技術移転マーケットの発展・拡大



大学の知的財産活動への支援策

に向けた事業の企画・立案を行っています。なお、知的財産教育用テキスト作成や特許流通アドバイザー事業等、活用グループで扱っている事業の中には、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)を通じて行っているものも多く、企画調査課の中ではINPITとのつながりが最も深いグループになります。

(1) 大学知的財産アドバイザー派遣事業

知的財産管理体制が未整備の大学に、知的財産管理部門の構築及び戦略的特許出願を支援するための専門家(大学知的財産アドバイザー)を派遣し、大学自らが知的財産管理部門を運営できるようにするもので、これまでのべ40大学に派遣をしてきました。

この事業で得られた知的財産管理体制構築の成果は、セミナー等を開催して、他大学にも公表しています。なお、この事業は、平成19年1月に特許庁からINPITに引き継がれ実施されています。

(2) 大学等の知的財産活動に関する諸問題についての研究

大学等における知的財産の創造・活用の向上はイノ

ベーションの促進のためには重要なことです。そのため、大学等の知的財産活動に関する諸問題について研究を行い、その研究成果を我が国の知的財産権政策に反映させることを目的としてこの研究を行っています。

今年度は、「大学におけるブランド活用」等の6テーマについて研究を行っており、平成20年3月には研究発表会が開催される予定です。

(3) 各種セミナー、テキスト

知的財産活動を活発化しイノベーションの促進を図っていくために、これを担う知的財産人材を育成することは、非常に重要です。そのため、知的財産専門人材の育成に加え、将来の知的財産制度を担う児童・生徒・学生等に対しても知的財産教育を行うことが重要な課題となっています。

特許庁では、児童・生徒・学生、社会人、研究者、専門家の各々に対応した知的財産人材育成の取組を行っています。例えば、産業財産権標準テキストや知的財産教育用副読本を作成し、学校教育機関に無償で提供しています。またこれらの教材を用いて知的財産教育セミナーを各経済産業局及び沖縄事務局を通じて全国各地で開催



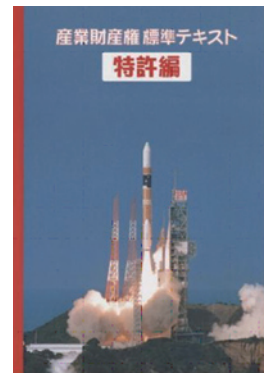
「あなたが名前を付ける本」
小学校高学年を対象



「アイデア活かそう未来へ」
中学生から高校生を対象



「特許から見た産業発展史」
高校生から大学生を対象



「産業財産権標準テキスト(特許編)」
工業高校生、工業高専生、
大学理工学部生を対象

テキストの例

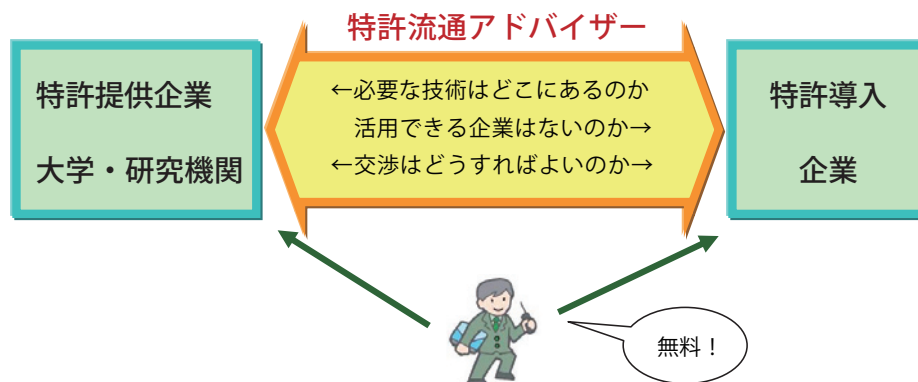
しています。なお、教材の作成事業は平成19年1月に特許庁からINPITに引き継がれ実施されています。

また、高校生・高等専門学校生・大学生の知的財産マインドの醸成と知的財産権制度の理解を図るために「パテントコンテスト」を文部科学省・特許庁・日本弁理士会・INPIT主催で行っています。さらに、今年度は初めて、中学生に対しても知的財産マインドの醸成のため、「中学生ものづくり知的財産コンテスト」を実施しています。

(4) 特許流通アドバイザー派遣事業

特許流通アドバイザーは、知的財産権や技術移転に関する豊富な知識・経験を有する専門家であり、企業、大学・公的研究機関等が保有するライセンス可能な特許等の発掘と、企業等における技術導入に対するニーズを把握し、両者のマッチングを支援することを目的として、自治体・TLO等からの要請により、INPITを通じて全国88箇所に派遣されています。

この事業を活用した特許流通の成功事例は、これまでに中小企業等を中心として数多く生み出されています。さらに、昨年11月には、事業を通じてライセンス契約等に至った件数が、平成9年の事業開始から累計で1万件にも達しています。



特許流通アドバイザーによる技術移転の仲介支援

7. おわりに

以上、企画調査課の主な業務を簡単に紹介しました。これらの業務内容から想像できると思いますが、当課の職員は様々な場面で、産・学・官の各方面の第一線で活躍されている方々など特許庁外の方と関わる機会が非常に多く、外部からの刺激にも富んでおり、幅広い視点で産業財産権行政について考え、発信できる環境にあります。

また、これらの業務を行う当課には様々なタイプの人材が揃っています。昨年の夏にインターンシップとして1ヶ月ほど当課に来ていた大学生の言葉や、これまで筆者が聞いた言葉を借りると、当課には「神のよう(に穏やかに見える)な人」、「理想的な特許庁職員」もいれば、「(睡眠不足などで)目が血走っている人」、「猛獣のように吼えている人」がいる(?)ようです。こう書くと「なんか変な人がいっぱいいる」と思われるかもしれませんが、課全体としてみると様々なタイプの人材が非常に良い影響を及ぼし合って、非常に活気がありかつバランス良く業務を遂行しています。

ご興味がある方はぜひ一度遊びに来てください。もちろん、当課の業務をしてみたい人も大歓迎です。なお、上述のように猛獣のように吼えている人が本当にいるかもしれませんが、猛獣使いもちゃんといますのでご安心ください。

profile

諸岡 健一(もろおか けんいち)

平成5年 特許庁入庁
平成9年 審査官昇任
平成10年 総務課
平成11年 制度改正審議室
平成15年 スタンフォード大学客員研究員
平成16年 調整課長補佐(審査システム企画班長)
平成18年 技術調査課長補佐(企画班長)
平成19年より現職

